

在学生のみなさんへ

教務・学生支援グループ

交通機関が停止（運休）したり、台風等による風水害が予想されて気象警報が発令された場合は、下記のとおり授業を休業し、状況によって学生は登校禁止（各種施設の使用禁止）とします。

記

【1】交通機関が停止（運休）の場合 ※交通ストライキを含む

下記の〈A〉または〈B〉のいずれかに該当する場合、〈C〉のとおり授業を休業します。

〈A〉京都市バス、ならびに京都バスが同時に停止（運休）

〈B〉以下の 2 つ以上の交通機関が同時に停止（運休）の場合

交通機関	対象区間
JR 西日本	京都駅発着の在来線
阪急電鉄	梅田～河原町・桂～松尾
京阪電鉄	淀屋橋～出町柳
近畿日本鉄道	大和西大寺～京都

〈C〉交通機関停止（運休）の場合の授業休業

午前 7 時現在停止（運休）の場合	1 時限、2 時限の授業を休業 ※午前 11 時までに解除された場合は 3 時限から実施
午前 11 時現在停止（運休）の場合	3 時限～6 時限の授業を休業

※授業開始後に運休となったときは、原則としてその時限の授業は実施し、次の時限以降を休業とします。

【2】台風による気象警報発令

暴風警報または特別警報（注意報は対象外）が、京都府南部（京都・亀岡、山城中部、南丹・京丹波、山城南部）に発令された場合、次のとおり授業を休業します。

午前 7 時現在発令中の場合	1 時限、2 時限の授業を休業 ※午前 11 時までに解除された場合は 3 時限から実施
午前 11 時現在発令中の場合	3 時限、4 時限、5 時限、6 時限の授業を休業

※警報が授業開始後に発令されたときは、原則としてその時限の授業は実施し、次の時限以降を休業とします。

また、授業休業にともなう一斉の退構が危険と判断される場合には、学生の安全への

配慮から、構内待機を指示する場合があります。

その他の事項

1. 授業（授業内試験含む）の休業にともなう補講等の実施については、掲示等により連絡します。
2. 教育実習や介護等体験など、大学キャンパス以外で実習を実施している場合における気象警報発令時または交通機関運休時の対応は、教務・学生支援グループまでご相談ください。
3. 居住地における交通機関停止（運休）または気象警報発令時、災害発生時は、各自の判断で安全確保に努めてください。これらの影響により通学に支障が生じた場合には、個別に欠席もしくは遅刻への配慮を行いますので、各自で事後に教務・学生支援グループまでご相談ください。

※交通機関停止（運休）による場合は、遅延証明書を入手してください。